

〔論 文〕

不破会計理論の特徴および継承の展開

菊 谷 正 人

I はじめに

時価主義会計論・企業実体維持会計論の泰斗として一世を風靡した不破貞春（明治39年8月18日～昭和52年12月1日）は、昭和5年8月に東京商科大学本科（太田哲三ゼミ）を卒業し、同年9月に高岡高等商業高等学校の専任講師として赴任した⁽¹⁾。昭和15年4月には大阪市立商科大学予科教授兼学部講師となり、戦後の昭和24年1月に東京ゼロファン紙（株）経理部長として実業界に身を置いた。その後、昭和30年4月に神奈川大学経済学部教授、昭和34年4月に明治大学商学部教授として着任し、昭和52年3月に退職した。

不破は、シュマーレンバッハ (E.Schmalenbach)、シュミット (F.Schmidt)、ゲルトマッハー (E.Geldmacher)、マールベルク (W.Mahlberg) 等のドイツ経営経済学 (Betriebswirtschaftslehre) に強い影響を受け、その批判的摂取を通じて独自の理論・学説を構築した。昭和36年に「不破会計学の集大成」と巷間に喧伝された主著『会計理論の基礎』が上梓され、3年後には、紙幅において5割を増して増補・改訂されている。不破の単行書としては、存命中、その前身的著書である『会計学』（非公刊）を除いては、これ一冊である。没後1年半の昭和54年4月に、『新訂 会計理論の基礎』の刊行後に執筆された論稿および未発表の論文を整理して、『時価評価論』が公刊された⁽²⁾。両書とも非常に学術的であり、独創性といい重厚性といい、群を抜く労作である。不破は、テキストライター (text writer) ではなく研究者 (Forscher) として、そ

の生涯を全うした（菊谷〔1990〕85頁）。

本稿では、時価主義会計論あるいは企業実体維持会計論を徹底的に主張した不破会計学の特徴・真髓を解明し、その後、最晩年の弟子として不破理論を継承・展開した卑見を開陳することとする。

II 不破会計理論の特徴

1. 企業観

不破（〔1964〕34～36頁および39～42頁、〔1978〕157～157頁および164頁）の見解によれば、企業体 (business entity) は資本主から離れた別個の存在であり、私的であるか公的であるか、営利的であるか非営利的であるかを問わず、すべて独立の生産経済体として他の経済単位に依存せず独立して生産を継続していき、自らの維持と成長を図ろうとするところに企業体の本質がある。生産経済体としての企業は、家計等の消費経済体のように、その経済活動の財源を他の経済からの補給を求めることができないので、当該経済体の経済活動の過程、すなわち価値を滅失する過程（費用形成過程）と同時に価値を生み出す過程（収益形成過程）において、費用を補償するだけの収益を稼得しなければならない。不破（〔1964〕41頁）は、会計の本来的任務・計算的把握の中心的課題を企業生産に伴う費用と収益の測定およびその対応、すなわち収益による費用の自己補償 (self-compensation) に求め、次のように論述した。

「すべての費用、価値の費消は、その発生とともに生産物その他生産成果の価値に移

転していくが、生産経済内部での価値の流れ、価値転形過程のうちに、自からその元手、資本を維持していくところに生産経済の特徴があり、費用、収益の対応計算、費用補償を超えて得られるものを利益とする損益計算を最高の目的とし、外部への価値流出の源泉となるものの測定に任じ、会計を通じ自から資本の維持、いいかえると企業維持を図っていくところに生産会計の本質があるのである。」

さらに不破（〔1964〕9～10頁および34～35頁）は、資本主義経済の発展として株式会社制度の発達とともに、「企業資本の固定化」を力説した。資本主義生産の高度化により、近代的企業の多くは、特定の生産種目のために巨大な設備を投入し、しかも、これを他の生産種目のために自由に転用したり、あるいはこれを処分して資本の回収を図るといふことは、事実上困難になっている。企業の財産的基礎における固定化は、固定資産の占める割合の増大というだけでなく、棚卸資産の固定的在高をも考慮に入れるべきであり、非貨幣資産の大部分が固定化しているとみなされなければならない。

チェンバース（Chambers〔1966〕pp.200～201）が売却時価主義を標榜した「継続的現時会計」（continuously contemporary accounting:CoCoA）では、継続企業を前提としての財の転換（switching）による財の換金可能性（convertibility into cash）が強調され、当該売却代金による資産構成の変更あるいは業種転換を可能にする「投資の変更可能性」（revocability of investment）が説かれている⁽³⁾。費用補償計算に再調達時価主義を主張した不破は、「投資の撤回可能性というようなことは、全く非現実的な仮定である。」（不破〔1979〕20頁）と真っ向から否定する。つまり、副業を行ったり、多角経営、ロングマッリト化等による企業の巨大化が行われているが、それととも、業種の変更はなく、いままでの生産設備を包含したままの業種を継続しているのが現状であり、資本の転用等によるものでないことを認識すべきである（不破〔1964〕218～219頁、不破〔1975〕10頁）。

ただし、「企業資本の固定化」は硬直的な資

本固定化ではなく、固定のなかにも発展はある。産業界における技術進歩は、製品の改良あるいは新製品の開発をもたらす、それに対して需要が起り、ときには需要増大が招来し、それがまた技術進歩への刺激となっているので、価格変動、需要変化、技術革新等の経済変動が現実経済の常態になっている。企業資本の有機的構成が高度化し、資本としての用途の転換も普通考えられない実情にあるが、製品の改良、新規製品の開発も不断に行う「固定のなかでの発展」（development within the framework of fixed capital commitments）が必要である（不破〔1975〕10頁）。

要するに、不破会計理論における企業観の特徴としては、(a) 生産経済体（収益による費用自己補償体）、(b) 企業主体化（企業主体論）および (c) 企業資本固定化（固定のなかでの発展）を列挙することができる。

この企業観に基づいて、不破（〔1964〕180～186頁）は、企業会計の職能として「財産保全」と「企業維持」という二つの基本的な要請を挙げた。財貨的思考に基づく企業維持計算、すなわち再調達時価に基づく費用補償計算が強烈に主張されている。

2. 損益計算

「固定のなかでの発展」に基づく「企業資本の固定化」の観点に立って、不破は、価格変動のほかに、需要変化それと密接に結びつく技術進歩をも損益計算上の費用測定に取り入れる。費用評価基準には、過去における取得原価（historical cost）ではなく、現在の購入時価である再調達時価（current replacement cost）あるいは将来の購入時価である取替価値（replacement value）が選好されている。不破（〔1970a〕24頁）は、将来の契約価額が短期計画に適用された場合、すなわち経済的・技術的により優れた新規資産の導入が確定した場合には、新規の取替価値による費用計算を認める。価格変動、技術革新、需要変化等が生じているときに取得原価主義を採用すれば、これらの変動を反映した収益が当期現在のな価格で計算されるのに対し、費用（とりわけ、減価償却費）

は過去の金額で測定され、このような費用・収益対応計算では、同期間的・同質価値的対応は不可能となる。実質的な分配可能利益 (distributable income) を把握し、適正な期間損益計算に資するためには、費用と収益は同期間的・同質的価値対応によって算定されるべきである。すなわち、現在の金額 (時価) が計上される収益に対応する費用は、同期間における時価 (再調達時価、可能であれば将来の取替価値) で計上されなければならない。

ただし、不破〔1964〕154頁、187頁および261頁)の見解に従えば、実務的には「費用の実質的補償」の趣旨が生かされさえすればよいので、棚卸資産の費用については後入先出法をもって時価法の代用とし、有形固定資産の減価償却費計上については決算日の再調達時価を基準とすることで満足しなければならない。理論的完全性よりも実務的有用性が、現実問題として、重視されたのかもしれない (菊谷〔1970〕89頁)。

要約すれば、不破会計理論における損益計算の最大の特徴としては、「収益を通じての費用補填」(Kompensation durch den Ertrag)として期間収益に対応できる費用時価計算 (費用と収益の同期間的・同質的価値対応による実質的な分配可能利益の把握) が採択され、企業実体資本維持計算のために、費用財の取得原価と再調達時価 (Wiederbeschaffungswert) との差額は「費用評価替剰余金」(資本剰余金)に収容される (不破〔1964〕56頁、187頁、261頁および412頁)。つまり、費用自己補償体としての企業本質観に立脚し、再調達時価に基づく費用評価を中核とした企業維持計算原理が提唱されている。利益測定に対する直接的アプローチに基づいて、期間収益に対する同期間的・同質価値的対応による「費用の直接的把握」が行われ、徹底した「収益費用利益観」(収益費用アプローチ) が貫かれている。

3. 資産評価

企業の経営主観的目的 (betriebssubjektiven Zweck) のために取得・所有された資産は、企業内で結合されて一つの有機的な経済結合体、

全体として経営経済的な財貨結合体 (betriebswirtschaftlichen Güterband) を形成している。つまり、企業は個々の資産の単純な集合体としてではなく、一つの全体としての企業体 (Unternehmung als Ganzes) として認識する必要がある。この企業観に立てば、個別資産は、企業という有機的な経済結合体に投入された瞬間にその個別性を失い、それ自体では価値を有することはない。いったん企業に投下された資産は、そこに拘束される限り、自己の効用の独立性を喪失し、企業自体の用途によって主観的に評価される。つまり、特定企業内に投入された資産は、独立した効用を放棄し、全体としての企業体という別個の効用の中に吸収され、企業全体の価値に同化して新規の結合価値 (Verbundenheitswert) を形成する (菊谷〔1990〕89頁)。

シュマーレンバッハの高弟の一人であるゲルトマッハー (Geldmacher〔1923〕S.49) は、企業資産の「結合価値性」と「主観価値性」により資産評価基準に「主観的使用価値」(subjektiven Gebrauchwert) を提唱した。彼によれば、価格というものは、財貨の交換時点において瞬間的に内在する稀少性 (Seltenheit) を具現化したものであるから、企業が既に所有している財貨にはもはや稀少性というものはない⁽⁴⁾。企業体に結合した資産は、企業内に拘束されている限りは、企業外にある資産の市場価値 (Marktwert) がいくら変動しても、企業内に止まっている資産の主観的使用価値に変化は生じない。価値が瞬間的な稀少性であるとするならば、資産価値は企業に投入された時点にたまたま計上される価格で記載すればよいわけであり、ゲルトマッハーは、「所有される財貨は、原則として、経営経済的財貨結合に係わる日に与えられる経営間の価格で評価される。」(Geldmacher〔1923〕S.49) と主張した。最終的には、資産評価には歴史的取得価格 (historische Einstandpreise) が採用されている。企業内に拘束されている限りは、「中和化」(Neutralisierung) を図り、ただ単に資産の存在を示す「表象価値」(token value) に止まっても差し支えないと考えたのである (菊谷〔1990〕90頁)。

不破 ([1964] 31 頁および 386 頁) の指摘によれば、企業の財産的基礎における固定化という現実のもとでは、各資産は有機的に結合して一団となっているので、それを個別に評価することは不相当であり、資産の有機的構成が高度化している場合、それを個々のものに分解する仮定・虚構のもとでの評価は無意味である。不破 ([1964] 178 頁) は、ゲルトマッハーの「主観的使用価値」を資産評価基準として採用し、取得原価のままに貸借対照表に計上することを主張した。資産の評価は、損益そのものに影響するわけではなく、企業外への価値流出に関係するわけでもないで、さして重要ではなく、いちいち時価評価する手数は避けた方がよい (不破 [1964] 154 頁)。

しかし、費用化したものについては、企業の生産能力維持のために補償しなければならず、期中に経営活動に参加して費用化した活動費 (activity cost) として、再調達時価が費用評価基準として適用される。この会計思考は、資産の増減計算とは無関係な「費用の直接的把握」である (不破 [1977a] 38 ~ 40 頁)。資産が生産活動 (収益を稼得するための費用形成活動) に参加したときには、収益を稼得するために価値費消として費用補償額が現時点における再調達時価で計上されなければならないが、資産評価基準には費用計算の出発点として利用される程度の取得原価が望ましいと考えられている。

不破会計理論では、徹底した動態論 (損益計算重視) に基づいて、企業実体資本維持を中核とする理論体系の下で、「費用時価・資産原価」の計算構造が主唱されている。

4. 貨幣項目

シュミット (Schmidt [1929] SS.131 ~ 133, 227 ~ 228, 245 und 315) は、貨幣資産と貨幣負債とを常に同一金額にすることによって、インフレから生じる保有損益を相殺する「価値均衡の原則」(Grundsatz der Wertgleichheit) を考案した。貨幣資産・貨幣負債が均衡すれば、貨幣項目に関する保有損益を考慮する必要がないという巧妙な財務政策であり、原則的には実体

維持計算から貨幣項目を排除している。もし両者の金額が一致しないならば、当該差額の保有損益は一般物価指数に基づいて計算される。つまり、シュミットは、物的資産には実体資本維持、貨幣資産には購買力資本維持をそれぞれ適用している。

ゲルトマッハー (Geldmacher [1923] S.65) は、価格上昇による貨幣資産の利用力減少 (Nutzkraftminderung) を貨幣の一般購買力ではなく、企業固有の購買力によって修正計算し、損益勘定 (Gewinn- und Verlustkonto) に算入するとともに、「物価騰貴勘定」(Teuerungskonto) に貸記することを提案した。企業実体維持は財貨量の具体的な維持を通じて達成されるという会計思考から、当該財貨の購入のために役立つ貨幣資産をも実体維持計算の範疇に含める。彼によれば、貨幣資産の保有損失は、当該企業に関連する資産の一定量の毀損を意味し、収益によって補償されなければならない。

不破 ([1977b] 2 ~ 6 頁) は、貨幣項目に係わる損益計上の積極的否定論を次のように展開した。貸借対照表の借方諸項目は全体として貸方諸項目全体に対応し、資本の運用形態と源泉形態を示すものとして表裏一体を成している。不破は資産を取得原価で評価するが、もし価格騰貴時に非貨幣資産を再評価した場合、再評価差額は貸方に生じるので、それは自己資本のみならず他人資本をも含めた総資本の修正、つまり貸方全体全部の修正である。資本の運用形態に関して資本修正または保有利得という形で評価替えを行うことは、それ自体、資本の源泉形態に変化を引き起こしたことであり、その上でなお、資本源泉形態の方でもう一度「債務者利得」(Schuldnergewinn) を計上するということになれば、同じ資本の両面から重複して利益を計上することになる。貨幣資産と貨幣負債との差額は、非貨幣資産の評価替えに関するものであり、貨幣負債の貨幣資産を超過する分に対して、さらに利益計上することは、利益の重複計上を意味する。

価格騰貴時に非貨幣資産の評価替えが、自動的に総資本の増額として貸方への修正記入をもたらすことなるから、その上になお、貨幣項目

に係わる損益を計上することは余分であり、不必要であるという最終結論を開陳して永眠された(菊谷〔1990〕92頁)。

5. 国際会計

不破の存命中には、国際会計は未開拓な会計分野であり、「連結財務諸表原則」も昭和50年(1975年)に公表されたばかりであった。そのような状況下であっても、不破は国際的連結に関心を示していた。

不破の主張によれば、財務諸表の国際的連結の真の意味合いを確保するためには、国境を越えた同質・等価値会計の概念がインターナショナル・アカウンティングの基調にならない(不破〔1970b〕6～11頁)。

国際的に連結決算を行う際、今日という「個別価格修正・再評価後換算法」が提唱されていた。この換算法は、わが国では菊谷によって継承・主張されている。

Ⅲ 不破会計理論の継承と展開

1. 不破会計理論の継承

菊谷(〔1991b〕263～264頁)の意見によれば、現代の企業(Unternehmung)は、企業内部的には、株主・経営者・従業員といった企業参加者の所得発生場所(Einkommensbildungsstätten)であり、企業外部的には、国民経済社会の需要充足に貢献している国民経済的生産機構(volkswirtschaftlicher Produktionsapparat)であるとともに、国家に対しては租税源泉(Steuerquellen)である。企業は株主のための私的存在にとどまらず、多種・多様な利害関係者から成る社会的存在あるいは利益共同体である。このような理由により、企業は継続的に存続されるべきであり、企業維持(Unternehmenserhaltung)は「国民生活水準維持・発展」のための社会的使命である。企業自体の存立、すなわち企業維持なくしては、その他の企業目的は当初から存在せず、企業維持は最優先の企業目的であり、基本的に誰も反論できない経営経済学の公理(Axiom)である。

不破は企業実体維持会計を提唱したが、不破

の弟子である菊谷も企業維持思考と企業資本の固定化概念を継承した。同時に、実体資本維持のための再調達時価主義会計論も変形・展開した形で継承されている。次節では、経済・社会環境の変容に応じて不破会計学を理論的に展開した卑見が開陳される。

2. 不破会計理論の展開(卑見)

(1) 資産評価

1) 有形固定資産の期末評価

有形固定資産は、収益稼得のために長期間にわたり利用する目的で所有されている費用性資産である。利用目的資産である有形固定資産が企業に取得・投入されるならば、原則として耐用年数終了時までには処分されることなく、企業の事業活動のために拘束・利用される事業用資産でもある。企業体で利用される有形固定資産は、財貨の生産または用役の提供に貢献できる経済的資源であり、その本質は「用役潜在力の集合体」(aggregates of service potentials)である。有形固定資産の資産性は、現在時点において事業活動を行うことができる利用可能性・用役潜在力にある(菊谷〔1991b〕304頁)。

シュミット(Schmidt〔1929〕SS.89 und 91)の見解に従えば、貸借対照表日の再生産価値(Reproduktionswert des Bilanztages)は、活動している企業の貸借対照表価値(Bilanzwert der lebenden Unternehmung)であり、現在における資産部分の調達時価(Tagesbeschaffungswert des Vermögensteiles in der Gegenwart)に基づく。貸借対照表日の再調達原価で評価された有形固定資産は、貸借対照表日現在においてどの程度の再生産価値・再取得価値を有するのかを表わす。つまり、企業の事業活動のために利用される有形固定資産の営業能力・生産能力は、貸借対照表日における再調達時価によって示される。通常の事業活動を行っている企業の有形固定資産は、貸借対照表日現在において企業を新たに設立するために支出される金額、すなわち再生産・再取得に必要な価値を示す再調達時価で評価されなければならない(菊谷〔1991b〕301頁)。

有形固定資産を貸借対照表日に再調達時価で再評価する場合、価格変動時には取得原価と異

なるが、当該再評価差額は損益 (Erfolg) ではなく資本修正 (Kapitalkorrektur) として処理されるべきである。資産取得時の取得原価および貸借対照表日の再調達時価は、同一資産でありながら時点を異にする数値であり、再評価という会計手法から生じる再評価差額は、損益計算書に計上するのではなく、企業実体資本維持の観点から、純資産の一部として資本修正勘定あるいは再評価準備金勘定に留保される必要がある。たとえば、期首に機械を 500 で購入していたが、貸借対照表日の再調達時価が (A) 700 に上昇した場合、(B) 400 に下落した場合には、次のような仕訳が必要となる (菊谷 [1991b] 306 頁)。

(A) (借) 機	械	200	
	(貸) 再評価準備金		200
(B) (借) 再評価準備金		100	
	(貸) 機	械	100

もし、取得原価と価格上昇時における再調達時価との再評価差額が処分可能利益 (ausschüttbare Gewinn) に算入されるならば、その部分は配当・税金等によって社外流出され、企業の実体維持は達成できない。すなわち、有形固定資産は、貸借対照表日現在の生産能力あるいは営業能力を示すには貸借対照表日の再調達時価で再評価され、当該再評価差額は架空利益または架空損失 (Scheingewinn oder Scheinverlust) として実体維持計算から排除しなければならない (菊谷 [1991b] 306 頁)。

2) 棚卸資産の期末評価

同じ物的資産でありながら、棚卸資産は、収益稼得のために短期のうちに販売または消費を行う目的で所有されている費用性資産・事業用資産である。消費目的で所有されていても、最終的には販売に供するために所有されており、棚卸資産の資産性は、当該資産の販売可能性・用役潜在力にある (菊谷 [1991a] 94 頁)。

企業の実体資本維持の観点からは、資産の営業能力を示すためには再調達原価によって再評価を行い、取得原価と再調達原価との再評価差額は資本修正として計上すべきである。ただし、棚卸資産の中には、ハイテクやエレクトロニクス等の急激な進歩によって、出荷するに前に陳

腐化するものもある。棚卸資産の陳腐化・需要変動等によって正味実現可能価額 (net realisable value) が再調達原価 (replacement cost) よりも下落している場合には、再調達時価による期末評価は棚卸資産の資産性 (販売可能性) から見て過大評価となる。このような障害を防ぐために、菊谷 ([1991a] 100 ~ 103 頁) は、棚卸資産の期末評価基準として、ドイツ実体維持会計学説に英国型時価主義会計における資産の「企業にとっての価値」(value to the business) である「喪失価値」(deprivation value) を援用し、販売目的資産である棚卸資産の特殊性を考慮して、再調達原価と正味実現可能価額との「時価・時価低価法」を考案・主唱した。

英国型時価主義における「喪失価値説」では、ある資産を喪失した場合、企業は最も有利な結果になる合理的・経済的行動を採用すると仮定され、その行動は (1) 喪失資産と同一または同種の資産を購入するか、(2) 購入しないかに大別される。資産を購入しないということは、喪失前に当該資産の販売を予定していたか、従来どおりに利用するかである。「喪失価値説」では、(a) 資産の購入 (再調達)、(b) 販売および (c) 保有 (利用) という三つのうち、最も合理的・経済的な行動を企業は選択すると仮定されている。たとえば、正味実現可能価額 (販売市場の時価) が再調達原価 (購買市場の時価) より高い資産を喪失した場合、当該資産を購入して転売すれば利益が得られ、再調達が有利な行動であるので、再調達原価による評価が選択される。反対に、正味実現可能価額が低い場合には、再調達して販売すると損失を被り、購入は合理的ではないので、正味実現可能価額が選ばれる。正味実現可能価額は割引現在価値 (discounted present value) ⁽⁵⁾ より高い場合には、利用 (保有) よりも販売のほうが経済的であるので、正味実現可能価額が選択される。逆の場合には、販売による収益よりも利用によるキャッシュ・フローが多いので、割引現在価値が選ばれる (菊谷 [1988] 204 頁)。

企業実体資本維持のために再調達原価に基づく資産評価が主張されているが、棚卸資産の特殊性を斟酌し、棚卸資産の期末評価における再

調達原価の画一的適用から生じる弊害を取り除くために、「再調達原価と正味実現可能価額との時価・時価低価法」が提案された。

たとえば、期中に100で仕入れていた商品の期末における再調達原価が120に上昇した半面、陳腐化等により正味実現可能価額が90に下落した場合、期末時の仕訳は次のとおりになる(菊谷〔1991a〕101頁)。

(借) 商	品	20			
			(貸) 再評価準備金		20
	商品評価損	30		商	品
					30

翌期首には、実体資本維持計算の出発点として資産価額を再調達原価に振り戻しておく必要がある。したがって、翌期首の資産価額として前期末の正味実現可能価額から再調達原価に洗い替える。

(借) 商	品	30			
			(貸) 商品評価損戻入		30

(2) 損益計算

1) 減価償却費計算

有形固定資産は再調達原価で期末評価されるので、減価償却の基礎価額も再調達原価に基づいて算定され、原価配分されることになる。ただし、売上高が当該期間中に平均価格でほぼ計上されているので、減価償却費は、期首一時点あるいは期末一時点における再調達原価に基づくのではなく、当該期間中の平均時価に基づいて計上されるべきである。減価償却費は、有形固定資産の用役潜在力が当該期間中にわたって活性化した活動費であり、収益を稼得するための価値犠牲として費消した部分であると解釈するならば、事業活動に参加した部分は、収益との関連において当該期間中全般にわたる再調達原価に基づく必要がある。減価償却費は、同期間的・同質的価値対応のために期中平均時価法によって算定されるべきであり、期末一時点の再調達原価による減価償却費は過大計上となる(菊谷〔1991〕302頁)。

たとえば、期首に500で購入した備品(耐用年数5年、残存価額0、定額法による)の期末における再調達原価が600に上昇した場合、期

中平均時価法による減価償却費は100や120ではなく110と計算され、次の仕訳が必要である。

(借) 減価償却費		110			
			(貸) 減価償却累計額		100
				再評価準備金	10

なお、将来の設備更新時点において、当該資産に充当できる不特定資金を留保する必要があるという理由から、将来の取替価値に基づいて減価償却費を計上する取替価値主義会計では、価格騰貴を仮定すれば、当期の減価償却費は過大計上され、当期の損益計算が歪められることになる。この取替価値主義会計は、取替資金準備的減価償却観に基づく費用計算であり、将来の不特定資金留保を目的としているが、一単位の資産に限定すれば、それは妥当性を持つ。ただし、複数単位の資産を規則的・循環的に取り替えている企業にあっては、毎期の再調達原価による減価償却を行うことによって、当該期間の更新価格(再調達原価)に見合う資金は確保されているはずである(菊谷〔1991〕303)。

2) 売上原価算定

平成18年(2006年)7月5日に公表され、平成20年(2008年)9月26日に改正された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、「棚卸資産の実際の流れを忠実に表現していない」という理由により、国際会計基準第2号「棚卸資産」(IAS2)に収斂する形で後入先出法を廃棄した。後入先出法とは、最も新しく取得した棚卸資産から順次払い出されると仮定する原価配分法である。先入先出法は、後入先出法とは逆に、最も古く取得した棚卸資産から順次払い出されると仮定する原価配分法である。このように、わが国の「企業会計基準第9号」やIAS2で採択されている先入先出法も、後入先出法と同様に、一定の仮定に基づいて算定される原価配分法である。

極論的に言えば、「棚卸資産の実際の流れを表現できる」原価配分法は、棚卸資産の取得原価を異にするごとに区別して記録し、その個々資産の実際の取得原価によって原価配分する「個別法」に限定されるであろう。「個別法」では、一定の仮定を設けることなく、個々の棚卸資産の売上原価が厳密に算定される。ただし、売上

原価は過去における取得原価に基づいている。

シュミット (Schmidt [1929] S.149) は、利益を販売瞬間における販売市場と購買市場との間に生じた価値浮力 (Wertauftrieb) であると考えて、売上原価算定基準として「販売日における販売日費用量の調達時価」(Beschaffungswerte der Kostenmengen der Umsatztages am Umsatztage) を提唱した。販売日における棚卸資産の販売収益と再調達原価を比較し、個々の棚卸資産ごとに売上収益と売上原価を同一価格水準で対応させている。同時的・同質的価値で費用・収益の直接的・個別的対応を図るシュミットの販売法 (Umsatzverfahren) は、きわめて緻密な売上原価算定法であると言わざるを得ない。

売上が販売日における販売時価であるので、これに対応する売上原価も販売日における購入時価 (再調達原価) によって算定されるべきである。企業の実体資本維持あるいは営業能力のためには、棚卸資産の取得日における取得原価と販売日における再調達原価による差額は、純資産の一部として再評価準備金に留保されなければならない。このように、個々の棚卸資産ごとに販売日ごとの売上高と売上原価を対応させ、売上原価を販売日における再調達原価で再測定する方法は、「個別法による時価・売上原価算定法」と呼ぶことができるであろう。

たとえば、前記例 (取得原価 100、再調達原価 120、正味実現可能価額 90) において、当該商品を翌期央に 85 で販売したが、その販売時点において再調達原価が 130 に上昇していると仮定した場合、次のような仕訳が必要である (菊谷 [1991a] 102 頁)。

(借) 商	品	10	
現	金	85	
	商品売上損	45	
	(貸) 再評価準備金	10	
	商	品	130

この個別法による再調達原価・売上原価算定法あるいはシュミット販売法は、実行可能性の観点から批判されていたが、コンピュータ・事務機等の発達に伴い、バーコード等の活用によって実践可能性は皆無ではなくなっている (菊谷 [2015] 67 頁)。

(3) 貨幣項目に係る損益

資産の期末評価に取得原価主義を採る不破とは異なり、資産の期末評価に再調達時価主義または時価・時価低価法を採用する菊谷説では、貨幣項目に対して「企業固有購買力変動損益」を計上する。

貨幣資産は一定量の財貨・用役を購入できる潜在力を有しており、単なる貨幣資本としてではなく、それが支配できる財貨あるいは物的資本とみなすべきである。特定企業に所有・拘束されている貨幣資産は、貨幣一般に考えられる無限定な「自由選択性資金」(free alternative fund) ではなく、当該企業が取得・所有している物的資産と関連する「特定拘束資金」(specific committed fund) として認識しなければならない。企業の消費・生産パターンはそれぞれ異なり、企業資産の用途は企業ごとに固定化されているので、当該企業の貨幣資産は、一般消費者が所有する貨幣のような自由選択性資金あるいは一般購買力ではなく、企業資産と何らかの因果関係をもつ特殊購買力、企業独自の用途に役立つ特定拘束資金として捉えられるべきである。たとえば、製鉄会社の貨幣資産・負債は、原料の鉄鉱石、商品の鉄板、溶鉱炉等のために使われるのであり、製鉄業と著しく異なる業種の資産とは無関係である。当該企業における貨幣資産は、価格騰貴時には、それによって購入できる財貨・用役の量が減少するので、一定量の企業資産の毀損を意味し、当該保有損失は収益によって補償されなければならない (菊谷 [1976] 9～10 頁、菊谷 [1981] 68～69 頁)。

その場合、貨幣資産の期首と期末の金額が同一となるとはほとんど考えられないので、その変動額についても保有損益を計算しなければならない。期中の純変動額に対しては、期間を通じて増減取引が平均的に発生していると考えれば、期中の平均時価を利用できる。つまり、個々の貨幣資産の保有損益は、期首在高に価格変動率を乗じた額と純変動額に期中平均変動率を乗じた額を合計して求めることができる。たとえば、A 商品 (個別価格上昇率 20%、期中平均上昇率 10%) に対する売掛金 (期首在高 100、期末在高 80) の価格上昇による保有損益は、

22 (= 100 (期首在高) 20% + 20 (純変動額 10%) と計算され、次のような仕訳が必要である (菊谷 [1976] 10 ~ 11 頁、菊谷 [1991b] 314 ~ 315 頁)。

(借) 貨幣資産保有損失 22

(貸) 貨幣項目価値修正 22

この貨幣資産保有損失 (holding loss of monetary asset) は 22 の資産喪失を意味し、収益によって補償されなければならない。貨幣項目価値修正 (value adjustment of monetary items) 22 は、企業の営業能力維持 (maintenance of operating capacity) のために留保される金額の増加分 (再評価準備金) を示している (菊谷 [1991b] 315 頁)。

(4) 外貨換算会計

在外子会社等の外貨表示財務諸表を国際連結する際に、どのような換算方法を適用するのかが問題となる。昭和 54 年 (1979 年) 6 月 26 日に公表された「外貨建取引等会計処理基準」では、わが国独自の換算法である「修正テンポラル法」が採用されていた。前述したように、不破は国際会計に「同質・等価値会計」を主張している。

「修正テンポラル法」では、当期純利益・期末留保利益の換算に決算日レートを適用し、配当等の送金可能額を決算日現在の相当額で測定するが、その他の項目にはテンポラル法を採用するのは論理整合性に欠ける。菊谷 ([1987] 128 頁) が主張するように、在外子会社等が配置されている現在時点における経済的環境を反映させるためには、現在時点の同質・等価値を示す「決算日レート法」が採択されるべきである。わが国の「外貨建取引等会計処理基準」は、平成 7 年 (1995 年) 5 月 26 日に修正され、「決算日レート法」に変更されている。

なお、高率インフレ国における在外子会社等の外貨表示財務諸表を連結・換算する場合、取得原価主義会計に基づいて作成されたものであれば、在外子会社等の財政状態・経営成績を歪めて表示することになる。ノービス (Nobes [1980] p.426) の指摘を待つまでもなく、過去における複数の取得原価を単一の決算日レートで換算しても、それは何も関係の過去の評価額

に現在の換算比率を乗じた無意味な結合値 (meaningless combination) に過ぎない。菊谷 ([1985] 297 ~ 300 頁) は、在外子会社等の外貨表示財務諸表を時価または個別価格指数に基づいて再評価し、しかる後に決算日レート法によって換算する「個別価格修正・再評価後換算法」(specific price adjusted restate-translate method) の適用を推奨した。貸借対照表日現在の再評価額に貸借対照表日現在の為替レートを乗じた金額のみが、在外子会社等における貸借対照表日現在の財政状態や当該期間中の経営成績を適正に表示できる測定値である。

(5) 企業結合会計・連結会計

1) 企業結合時 (支配獲得時) における会計処理

わが国には、企業結合に関する包括的な会計基準がなかったが、平成 15 年 (2003 年) 10 月 31 日に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」は、「パーチェス法」(purchase method) のほかに、一定の要件を満たす場合には「持分プーリング法」(pooling of interests method) の適用を認めていた。

企業結合によりいずれの企業も他の企業を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有するために、それぞれの事業のすべてを統合して一つの報告単位となる「持分の結合」(uniting of interests) と判定された場合には、すべての結合当事企業の資産・負債・純資産の帳簿価額を引き継ぐ「持分プーリング」が採用される。「持分プーリング法」の下では、企業結合前に分配可能であった取得前利益 (pre-acquisition profits) が企業結合後にも引き継がれ、利益 (剰余金) として分配可能のままとなり、企業結合後にも分配可能利益に算入することができる。ただし、「持分プーリング法」を乱用すれば、インスタント利益の増大 (instant earnings growth)、それに伴う株価操作、安直な企業買収・即時売却といった不健全な経済活動の横行の危険性が高い。したがって、多額ののれん (goodwill) を資産計上し、企業結合後に多額ののれん償却費を計上する「パーチェス法」と比べて、のれんが生じない「持分

プーリング法」の乱用が横行していた（武田〔1982〕141～149頁、菊谷〔2003〕69頁）。

菊谷（〔2003〕69頁）の意見によれば、企業結合は、極めて稀なケースでない限り、支配を伴う「取得」（acquisition）である。「取得」とは、ある企業（取得企業）が他の企業（被取得企業）に対する支配（control）を獲得して一つの報告単位となることであり、「支配」とは、被取得企業（acquired company）の活動から便益を享受するために被取得企業の財務・経営方針を左右する能力をもつことをいう。「取得」と判定された企業結合には「パーチェス法」が適用されるが、「パーチェス法」では、通常の資産購入（normal purchase of assets）と同様に、企業結合取引を通常の資産・負債取得取引とみなし、独立企業間取引（arm's length transaction）を前提として被取得企業の取得資産・承継負債は企業結合日における公正価値（fair value）⁶⁾で評価され、のれんが計上される。

「企業結合に係る会計基準」を大幅修正する形で企業会計基準委員会（ASBJ）から平成20年（2008年）12月26日に公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」は、国際財務報告基準第3号（IFRS3）にコンバージェンスするために「持分プーリング法」を廃止し、「パーチェス法限定適用アプローチ」（purchase only approach）に変更した。

しかしながら、「パーチェス法」では、被取得企業の取得資産・承継負債は企業結合時の公正価値（時価）で再評価されるが、取得企業（acquiring company）の所有資産・負債は再評価されることはない。菊谷（〔2006〕31～32頁）は、結合当事企業（取得企業と被取得企業）の資産・負債を企業結合時点の公正価値で結合後企業に引き継ぎ、「パーチェス法」と同様に、取得企業の取得原価と被取得企業の純資産の公正価値との差額を「のれん」として計上する「公正価値パーチェス法」を考案・提唱した。「公正価値パーチェス法」では、結合当事企業（取得企業と被取得企業）の資産・負債・純資産は、公正価値（時価）に基づいて結合後企業に引き継がれ、企業結合後の貸借対照表は、企業結合時現在の公正価値で表現され、資産・負債・純

資産の現実性（reality）と加法性（additivity）を充足している。企業結合後の財務諸表利用者にとっては、現代的で有用な会計情報が提供され、結合後企業の経営者にとっても、新しい会計責任が明確化される。

しかも、「パーチェス法」では被取得企業の資産・負債を公正価値（時価）で再評価しているのであるから、取得企業の資産・負債の再評価も実践可能のはずである。公正価値による再評価は結合当事企業双方に実践可能であると考えられるので、「公正価値パーチェス法」の実践的適用可能性は低いとは言い難い（菊谷〔2006〕33頁）。

2) 段階取得時における会計処理

「企業会計基準第21号」は、「連結財務諸表原則」を部分修正する形で平成20年（2008年）12月26日にASBJにより公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」とともに、平成25年（2013年）9月13日に改正された。その改正に際して、「段階取得における取得原価の会計処理」の規定が新たに設けられている。

取得が複数回の投資取引により達成される「段階取得」（step acquisition）における「企業結合の取得原価」（cost of business combination）は、従来、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するに至った個々の投資取引ごとの投資原価を合計していたが、「企業会計基準第21号」では、IFRS3と同様に、支配を獲得するに至った個々の投資取引における非支配持分投資額（non-controlling equity investment）は企業結合日における子会社株式の株価（時価）で再測定される。当該被取得企業の取得原価と個々の投資取引ごとの投資原価の合計額との差額（再測定差額）は、「段階取得に係る損益」として処理されることになった。

「損益計上処理」の理論的根拠には、「認識の中止」を前提にして「投資の清算」（非支配持分投資の売却取引）と「再投資」（支配持分投資の購入取引）が擬制されているが、その前提と取引擬制には理論的妥当性・現実的妥当性は脆弱である。再測定差額の損益計上処理は、企業集団の内部損益を計上することになり、連結

損益の適正な計上・表示の阻害要因となる（菊谷〔2011a〕112頁）。

「非支配持分投資」が「支配持分投資」に変化した（支配獲得した）時点で、支配獲得時における株式取得取引は企業集団内部の資本取引である。再測定差額は、非支配持分投資の購入時における取得原価および時点を異にする支配獲得時における時価との差額であり、段階取得に伴い親会社の持分が増減した場合における親会社の所有持分変動（changes in a parent's ownership interests）は、資本主間で行われた資本取引（equity transaction）である（菊谷〔2011a〕109～110頁および112頁）。

親会社株主も子会社株主（非支配株主）も同様に、企業集団に対する資金提供者（株主）として同等に取り扱われるべきであると考え「経済的単一説」（economic unit concept）に立脚すれば、段階取得に伴い親会社の持分が増減した場合における持分変動差額である「段階取得に係る再測定差額」は、資本主間で行われた資本取引に基づく資本剰余金とみなされるべきである（菊谷〔2011a〕110～112頁）。

3) 追加取得時における会計処理

子会社株式を追加取得した場合、子会社の資本に対する親会社の持分は増加し、非支配株主持分（non-controlling interest）は減少するので、追加取得した株式に対応する部分は非支配株主持分から減額され、追加取得により増加した親会社の追加取得持分は追加投資額と相殺消去される。その場合、平成20年（2008年）に公表された「企業会計基準第22号」では、追加取得持分と追加投資額との間に生じた再測定差額は、のれんまたは負ののれんとして処理されるので、結果として（のれん償却または負ののれん発生益を通じて）純損益に影響を与える「損益取引」とみなされていた。

しかしながら、支配獲得後には、連結事業体を構成する親会社・子会社の経済的資源は、連結事業体によって完全に支配される経済的資源とみなされ、「経済的単一体説」の観点からは、子会社も企業集団の内部者（insider）に転化する。したがって、追加投資に伴い親会社の持分が増減した場合の変動は、企業集団内における資本

主間で行われた資本取引とみなされ、「追加取得に係る再測定差額」は企業集団内部における資本剰余金として処理されるべきである。菊谷（〔2011b〕28頁）の意見によれば、支配獲得後における親会社の持分変動は、企業集団内において維持・拘束されるべき資本剰余金である。

平成25年（2013年）に改正された「企業会計基準第22号」は、国際的コンバージェンスのために、追加取得した株式に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得持分を追加投資額と相殺した「再測定差額」に対して、「損益計上処理」から「資本剰余金計上処理」に変更した。

しかしながら、菊谷（〔2014a〕15頁）が指摘するように、同じ投資取引でありながら、支配獲得時には全面時価評価法によって子会社の資産・負債を時価で再評価するのに対し、追加取得時には取得純資産（取得資産・承継負債）の再評価は行われていない。追加取得に際しては、支配獲得時における純資産の時価（すなわち、追加取得時点では過去の帳簿価額）を引き継ぎ、追加取得時点における純資産の時価に再評価されない。したがって、追加取得時における子会社の純資産の経済価値を反映せず、純資産に関して現実的表現（realistic representation）を付与していない。また、支配獲得後における親会社の所有持分変動額の算定には、追加取得時における子会社の株価（時価）で再測定されていない。複数回で購入した株式の複数の取得原価の単純合計額は、追加取得時における時価を反映していない。

すなわち、支配獲得時には取得純資産は全面的に時価評価され、持分投資も子会社株式の時価（支配獲得時の株価）で再測定されているが、追加取得時には取得純資産の再評価および持分投資の再測定が行われていない。同じ持分投資であっても、支配獲得時の投資取引と支配獲得後の投資取引における会計処理が異なり、連結会計上、論理整合性と事実立脚性に欠ける。このような理論的欠陥を是正するためには、それぞれの再測定時（支配獲得時・追加取得時）に持分投資を時価（株価）で再測定し、かつ、子会社の資産・負債（取得純資産）をそれぞれの

時点の時価で再評価した上で、再測定差額と再評価差額を資本剰余金として処理すべきである(菊谷〔2014a〕19頁)。菊谷〔2014a〕21頁)は、追加取得時の「全面時価評価法」と「持分投資の再測定法」を併用した「再測定差額・再評価差額・資本剰余金計上処理」を提唱している。

同質的価値でない複数の原価によって測定・連結された財務数値よりも、再測定時における現在の価格(時価・株価)で画一的に再測定・連結された財務数値の方が、現在における利害関係者(とりわけ、親会社の株主・経営者)のためには目的適合的であり、有用であると思われる。したがって、「持分投資を時価で再測定し、子会社の資産・負債を時価で再評価する方法」が理論的に採択されるべきである(菊谷〔2014a〕15頁)。

(6) 環境会計

社会的存在である企業は、「人間と自然との共生」を基本理念として活動すべきであり、自然から採取した資産を効率的に利用しながら、省エネ・コスト低減等の努力を重ねなければならない。経済活動基盤が、すべての生命体の共同財産ともいふべき地球資源に依存している現実を銘記し、限りある資源の浪費による自然環境破壊は、極力、避けなければならない。利便性のみを追求した結果生じる環境破壊は、将来の世代を考慮しない「世代的エゴイズム」である。「企業維持」は企業にとって最優先の目的であるが、国民・社会・自然に致命的な被害を与える環境破壊の防止・回避は、企業にとって最低限の社会的責務である。社会的存在としての企業は、長期的な企業維持のために環境保護問題を配慮し、国民経済社会における一細胞として「持続的発展」(sustainable development)⁽⁷⁾のための社会的費用(social cost)を負担すべきである。(菊谷〔1993〕59頁)。

このような認識の下で、菊谷〔1993〕13～22頁)は、環境負荷の大きい企業活動から環境負荷の少ない企業活動に転換し、環境保全あるいは環境負荷低減を目指す「環境会計」を環境管理会計、環境監査、環境財務会計および環境税務会計に分類し、それぞれの研究内容を示

した。つまり、「環境管理会計」ではライフサイクル・アセスメント、エコプランツ、エコロジー簿記等、「環境監査」では内部環境監査、外部環境監査、「環境財務会計」では環境報告書の作成、環境関連財務諸表の作成等、「環境税務会計」ではグッズ減税・バズ重税による差別的課税、環境保全準備金の積立等が検討対象として挙げられている。なお、環境財務会計(とりわけ、環境報告書)の研究は、現在、CSR報告書・統合報告書の研究として受け継がれている。

IV 不破会計理論と菊谷説との比較分析

—むすびに代えて—

不破会計理論では、企業実体資本維持のために「費用時価・資産原価」の計算構造が主張されていたが、菊谷は資産評価にも時価評価(有形固定資産には再調達原価、棚卸資産には時価・時価低価法)を採択した。ただし、不破と菊谷の考え方には、企業維持の観点から、再評価差額を資本剰余金として処理する点では共通する。前述したように、取得原価と再調達原価は同一・同種資産において時点を異にした取得価値であり、当該再評価差額は、経営者がコントロールできない外部的経済事象(たとえば、価格変動、為替相場変動等)から生じた価値修正差額である⁽⁸⁾。再評価差額を分配可能利益に算入して外部流出すれば、企業維持が達成できないので、資本修正(資本剰余金)として処理されるべきである。

不破の存命中には問題視されていなかった企業結合会計、連結会計あるいは環境会計に関して、菊谷は不破会計理論を援用して独自の説を提案した。たとえば、外貨表示財務諸表の換算法には「個別価格修正・再評価後換算法」、企業結合の会計処理には「公正価値パーチェス法」、段階取得に係る持分変動差額には「再測定差額・資本剰余金計上処理」、支配獲得後における追加取得に係る持分変動差額には「持分投資の再測定」と「全面時価評価法」を併用する「再測定差額・再評価差額・資本剰余金計上処理」等が考案・提唱された。表1では、不破

表1 不破会計理論と卑見との比較

事 項	不 破 会 計 理 論	菊 谷 説	
継 承 理 論	会計目的	企業実体資本維持計算	企業維持計算
	資産評価	取得原価	有形固定資産：再調達原価 棚卸資産：再調達原価と正味実現可能価額との低い額
	損益計算	減価償却費：決算日時価	減価償却費：期中平均時価
		売上原価：取得原価（後入先出法）	売上原価：再調達時価（個別法）
	再評価差額	再評価剰余金（資本剰余金）	再評価剰余金（資本修正、企業体持分）
	貨幣項目	貨幣項目に係る損益計上否定	企業固有購買力変動損益計上
外貨換算	同質・等価値会計（個別価格修正・再評価後換算法）	個別価格修正・再評価後換算法	
展 開 理 論	企業結合会計	—	企業結合時（支配獲得時）： 公正価値パーチェス法
	連結会計	—	段階取得時：再測定差額（段階取得に係る持分変動差額）・資本剰余金計上処理
			追加取得時：再測定差額（追加取得に係る持分変動差額）・再評価差額（全面時価評価法適用）・資本剰余金計上処理
	環境会計	—	長期的企業維持のための環境会計（環境財務会計、環境管理会計、環境監査、環境税務会計）

会計理論と菊谷説が比較されている。

会計学研究には、一般的に「会計理論研究」と「会計実証研究」に分けられるが、会計実務の現状分析により、将来の会計理論・会計実践の改善・改良に貢献できる「会計実証研究」では、「会計理論研究」の成果の援用が不可欠である。過去・現在の会計理論・会計実践を批判的に考察・分析することによって、将来の会計理論・会計実践の改善・改良に貢献できる先行理論は構築される。不破（〔1964〕395頁）も力説しているように、「会計理論研究」が会計制度・会計実践の改正・改良を導くべきである。その理論研究の実務的妥当性は実証的アプローチによって確認されるが、長期的な規範的妥当性は現状分析による実証研究では解明できない。しかも、現状肯定的（あるいは批判的）な「会計基準解説」（たとえば、国際的投資家だけのための財務報告基準であるIFRSの解説）を

もって会計研究であると解しても、将来の会計理論・会計実践には貢献できない。現状肯定的に法令・基準等を解説するテキスト・ライターあるいは外国文献に頼る翻訳者（translator）だけではなく、会計制度の発展に貢献できる学問的・理論的展開を追及する研究者によって、会計実践を先導できる会計理論の構築・普及が図られるべきである（菊谷〔2006〕33頁）。

不破は、徹頭徹尾、会計理論を探究し、独自の理論を構築した研究者であった。

〔注〕

(1) 東京商科大学を昭和5年に卒業し、大学に奉職して会計学を専門とした学者として、不破貞春のほか、岩田巖と沼田嘉徳がいる。不破は学部で太田哲三ゼミに属し、会計学を人生の研究目標と定めていたが、岩田は、学部では社会政策原理、沼田は経営学を専攻していた。岩

田は卒業後に太田哲三に師事し、会計学に転向している。沼田は、卒業して2年後に就職できた鹿児島島の私立学校の授業科目が主として会計学関係であったため、いつとはなく会計学に専攻することになった（沼田 [1979]257頁）。岩田は名著『利潤計算原理』、沼田は簿記のバイブル『簿記教科書』で著名であった。

(2) 不破貞春の学術論文としては、東京商科大学本科学術部編集による研究発表雑誌『ヘルメス』(第14号)の投稿入選論文「貸借対照表目的及び本質観の研究」が昭和4年12月に最初の論文として公表されたのを皮切りに、90篇余りの論稿が上梓されている。昭和37年10月公表の「払込剰余金をめぐって」(『會計』第82巻第4号)は、日本會計研究学会学会賞を受賞した。最後の論文として、昭和52年10月に「貨幣的項目にかかわる損益の問題—会計理論の原点からの論述—」(『産業経理』第37巻第10号)を公表した直後に永眠された。なお、没後に公刊された『時価評価論』は日本公認会計士協会学術賞を受賞した。

(3) オーストラリアのチェンバース (Chambers [1966]pp.200~204)による「継続的現時会計」では、「継続企業」(going concern)を前提にして、業種転換を可能にする「投資の変更」に向けて、現在所有している資産の代わりに業種転換用の他資産を取得するための「現在現金等価額」(current cash equivalent)の測定のために、現有資産の「現在市場再売価格」(present market resale price)に基づく資産評価が提唱されていた。チェンバースは、1975年以降の論文等には「継続的現時会計」(continuously contemporary accounting)をCoCoAと略称している。なお、米国のスターリング (Sterling [1968]pp.481~502)の見解によれば、再調達時価あるいは入口価値 (entry value)に基づく資産評価は、企業が半永久的に生命を有する「継続企業」であるという不適切・不必要な仮定に基づいているので、売却時価 (resale value)あるいは出口価値 (exit value)に基づく資産評価が目的適格的である。

この売却時価が公正価値 (fair value)として米国のFASBに受け入れられ、IASBにも波及していった。

現代会計において、公正価値会計は、現在価値会計と同様に、企業への将来の正味キャッシュ・フローの見通しを会計情報の利用者が評価するのに役立つ有用な情報を提供し、情報利用者の意思決定を促進していると考えられている。FASBやIASBの会計基準において、公正価値会計の適用が拡大されている（上野清貴 [2014]280頁）。

しかしながら、資産の測定のための「公正価値」として、当初測定時点（取得時点）には取得原価が採用されるが、再測定時点（期末評価時点）には、計算目的・会計思考等に応じて取得原価、再調達原価、正味売却価格、現在価値が採択されるべきであり、公正価値の測定基礎を売却価格に限定・定義すべきではない。IASB・FASBでいう「公正価値」は、「公正でない専門用語」(unfair terminology)であると言わざるを得ない（菊谷 [2014b]196頁）。

(4) ゲルトマッハーの師匠であるシュマーレンバッハ (Schmalenbach [1926]S.1, 邦訳、1~2頁)は、価値 (Wert)の本質を「有用性」(Nützlichkeit)と「稀少性」(Seltenheit)に求めていた。「有用性」とは、欲求を満足させる性質であり、「稀少性」とは、豊富さが十分でない性質である。シュマーレンバッハによれば、財貨に「有用性」を有すると同時に「稀少性」を有する場合、財貨に「価値」が発生する。

(5) 将来の正味キャッシュ・フローの割引現在価値は、現在、「利用価値」(value in use)と呼ばれている。わが国では、一般的に「使用価値」という。

(6) IFRS3 (para.37)や米国のSFAS141 (para. B16)は、被取得企業の資産・負債に対する公正価値（企業結合時点の時価）を決定するガイドラインとして、たとえば、商品・製品には正味売却価額、原材料には再調達原価、工場設備等には減価償却後の再調達原価 (depreciated replacement cost)を指示している。

(7) 「持続的発展」とは、将来の世代が彼らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを充足できる発展である。「世代間の公平性」と同時に「世代内の公平性」を満たしながら、経済的発展と環境保護の両立が目指

されている。

(8) 経営者がコントロールできない不可抗力的・非反復的・臨時的事象から生じる外部的経済事象として、個別資産の価格変動、株価変動、為替相場変動、金利変動等が考えられる。現行会計制度では、これらの変動差額（たとえば、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定、繰延ヘッジ損益、退職給付に係る調整額等）は「その他の包括利益」(other comprehensive income :OCI)として処理され、貸借対照表上では「純資産の部」に「その他の包括利益累計額」として表示されている。菊谷〔2013〕69～72頁は、会計主体論・企業観の相違によって、OCIに対する理論的な会計処理（とりわけ、表示方法）を下記のように分類し、企業継続・維持のために保持しなければならない資産に対する請求権・資産に対する拘束として、企業清算まで処分してはならない「企業体持分計上処理」を主張した。

- (1) 損益計上処理
- (2) 純資産（自己資本）計上処理
 - (a) 利益剰余金計上処理
 - (b) その他の包括利益累計額計上処理
 - (c) 資本剰余金計上処理
- (3) 企業体持分計上処理

【参考文献】

Chambers, Raymond J. [1966] *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall Inc.

Financial Accounting Standards Board [2001] *Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations*.-----SFAS141

不破貞春 [1964] 『新訂 会計理論の基礎』中央経済社、全458頁。

不破貞春 [1968] 「企業体の概念と会計理論」黒澤清責任編集『近代会计学大系第1巻 会计学の基礎概念』中央経済社、155～186頁。

不破貞春 [1970a] 「取替価値会計の理論」『企業会計』第22巻第9号、20～25頁。

不破貞春 [1970b] 「インターナショナル・アカウンティング序説」『産業経理』第30巻第9号、6～11頁。

不破貞春 [1975] 「修正原価主義会計をめぐって<チェンバースとギンザーの所論によせて>」『企業会計』

第27巻第7号、4～17頁。

不破貞春 [1977a] 「費用計上中心の会計—資産評価論の欠陥を衝く」『企業会計』第29巻第5号、34～40頁。

不破貞春 [1977b] 「貨幣的項目にかかわる損益の問題—会計理論の原点からの論述—」『産業経理』第37巻第10号、1～7頁。

不破貞春 [1979] 『時価評価論』同文館、全265頁。

Geldmacher, Erwin [1923] *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, Verlag von Julius Springer.

International Accounting Standards Board [2004] *International Financial Reporting Standard 3 Business Combinations*.-----IFRS3

菊谷正人 [1976] 「実体維持会計における貨幣項目」『明治大学大学院紀要第13集 昭和50年度』1～12頁。

菊谷正人 [1981] 「カレント・コスト会計における貨幣項目」『経理知識』第60号、61～70頁。

菊谷正人 [1985] 「インフレーションと為替換算」森川八洲男編著『比較会計制度論—物価変動会計の制度化を中心として—』同文館、292～303頁。

菊谷正人 [1987] 「外貨換算会計の問題点」『経理研究』第31号、122～130頁。

菊谷正人 [1988] 『英国会計基準の研究』同文館、全295頁。

菊谷正人 [1990] 「不破時価主義会計論の解明」『産業経理』第49巻第4号、85～93頁。

菊谷正人 [1991a] 「棚卸資産の時価・時価低価法—企業実体維持会計論の観点から—」『会計人コース』第26巻第8号、94～103頁。

菊谷正人 [1991b] 『企業実体維持会計論—ドイツ維持実体会計学説およびその影響—』同文館、全426頁。

菊谷正人 [1993] 「環境破壊と会計・租税制度」『會計』第143巻第5号、58～70頁。

菊谷正人 [1996] 「環境会計の課題」『社会関連会計研究』第8号、13～24頁。

菊谷正人 [2006] 「企業結合会計の新展開—公正価値パーチェス法の理論的妥当性と実務的適用可能性—」『税経通信』第61巻第13号、25～34頁。

菊谷正人 [2011a] 「段階取得の会計処理における問題点」『経営志林』第48巻第1号、103～114頁。

菊谷正人 [2011b] 「段階取得・追加取得の会計処理に関する理論的考察」『産業経理』第71巻第2号、

- 23～31頁。
- 菊谷正人〔2013〕「『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第700号、67～74頁。
- 菊谷正人〔2014a〕「段階取得と追加取得の会計処理における理論的整合性に関する一考察」『産業経理』第74巻第2号、12～22頁。
- 菊谷正人編著〔2014b〕『IFRSにおける資産会計の総合的検討』税務経理協会、全207頁。
- 菊谷正人〔2015〕「棚卸資産会計における論点」『経営論集』第28・29合併号、57～70頁。
- Nobes, Christopher W.〔1980〕A Review of the Translation Debate, *Accounting and Business Research*, Vol.10, Issue40, pp.421-431.
- 沼田嘉穂〔1979〕「不破貞春教授の研究態度と業績」不破貞春『時価評価論』同文館、257～259頁。
- Schmidt, Fritz〔1929〕(Nachdruck 1951) *Die organische Tageswertbilanz 3 Auflage*, Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr.Th.Gabler.
- Schmalenbach, Eugen〔1926〕*Dynamische Bilanz 4Auflage*, Leipzig. (土肥政蔵〔1950〕『動的貸借対照表論』森山書店、全404頁。)
- Sterling, Robert R.〔1968〕The Going Concern: An Examination, *Accounting Review*, Vol.43 No.3, pp.481～502.
- 上野清貴〔2014〕『会計測定思想史と論理—現在まで息づいている論理の解明』中央経済社、全353頁。